○北海道開発局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
同計北海道村画町大字後志郡内村林班地先から同郡同町大字後志郡内村林班地先まで	後前	二二〇・六メートル 六〇・六メートル 三二・二メートル 三〇・七メートル 六八メートル 〇メートル	〇キロメートル 二メートル	

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道石狩郡当別町大字太美二百三十番一から同町大字太美二百三十番一まで	後前	二二〇・六メートル 六〇・六メートル 三二・二メートル 三〇・七メートル 六八メートル 〇メートル	〇キロメートル 二メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道石狩郡当別町大字太美二百三十八番一から同町大字太美二百三十八番一まで	後前	二二二・三三六メートル 二三三・三六メートル 〇六六・九メートル 六九・二メートル	〇キロメートル 六メートル	別図A及び別図Bは、いずれも関係記載。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

北海道開発局長　関　博之

五百七十五号	区間	図面縦覧場所
三北海道磯谷郡蘭越町字相生五五番三から同町字相生二三八番三まで	開始の期日　平成二十四年十二月二十一日	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百七十五号	敏音知五六番五地先から同町字敏音知四六番一中頓別町八まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十一日

官庁事項

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月21日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　河川の名称　櫛田川水系櫛田川

2　廃川敷地等が生じた日　平成24年12月21日

3　廃川敷地等の位置　三重県松阪市豊原町川端1303―1番地先から三重県松阪市豊原町船戸1386―3番地先まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　2,910平方メートル

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４０号

福島県伊達郡川俣町字日和田６番地

債務者　大矢　浩二

1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６４３号

神奈川県秦野市戸川81番地の14

債務者　小峰　広靖

1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４２８号

新潟市東区幸栄３丁目13番19号

債務者　笹川　昌弘

1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号

新潟県村上市川部301番地３

債務者　佐藤　和浩

1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７２号

三重県松阪市久保町1855番地952

債務者　池田　明子

1　決定年月日時　平成24年12月10日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７３号

三重県松阪市大津町274番地アレグリアⅡ棟203号室

債務者　大野　文子

1　決定年月日時　平成24年12月10日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで

津地方裁判所松阪支部